

令和6年度 第97回

# 全国安全週間

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

岡崎労働基準監督署西尾支署



あいち安全経営本舗®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和6年度 第97回

# 全国安全週間

---

## 目次

1. 令和6年度全国安全週間の実施について
2. 労働災害発生状況
3. 第14次労働災害防止推進計画
4. 安全経営あいち®
5. 規則等の改正について

1

# 令和6年度全国安全週間の実施について

---

# 令和6年度 全国安全週間 実施要綱

**スローガン** 危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

**期 間** 7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間  
及び  
準備期間中  
に実施する事項**

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信  
労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

# 令和6年度 全国安全週間実施要綱 - 継続的に実施する事項 -

## 10 実施者の実施事項 各事業場では、以下の事項を継続的に実施する。

### (1) 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- 自主的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントの実施
- その他の取組

### (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- 建設業における労働災害防止対策
- 製造業における労働災害防止対策
- 林業の労働災害防止対策

### (3) 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- 交通労働災害防止対策
- 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

# 熱中症を防ごう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



## 熱中症 を防ごう！

愛知労働局

**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**  
2024年5月1日～9月30日（4月：準備期間／7月：重点取組期間）

- 毎年、梅雨明けの時期になると日差しが急になり、急激な環境温度の変化に身体が対応しきれずに、全国的に熱中症が発生しています。令和5年、愛知県内で発生した就業中の熱中症は、59人（休業4日以上・12月末時点での速報値）となりました。
- 熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても作業者の暑熱環境ほか露管理を行うことで一定の科学的アプローチが可能で、このパンフレットを参考に、関係者が熱中症に対する十分な認識を持ち、熱中症の根絶を目指しましょう。

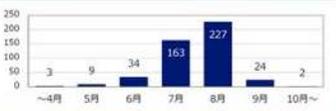
愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上・の死傷災害】

年別発生件数			
発生年	休業者数	死亡者数	合計
平成26年	16	0	16
平成27年	20	4	24
平成28年	30	1	31
平成29年	35	1	36
平成30年	76	3	79
令和元年	49	2	51
令和2年	88	4	92
令和3年	28	0	28
令和4年	46	0	46
令和5年	59	0	59
合計	447	15	462

気温と熱中症発生状況の関係



月別発生状況（過去10年分）



時間帯別発生状況（過去10年分）



作業場所別発生状況（過去10年分）

屋内作業所

197人

42.6%

屋外作業所

265人

57.4%

- 愛知では毎年、数十の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。近年死亡例が発生していないのは、「早期の医療機関受診」が選ばれ、軽症のうちに治療できるケースが増加したなどが考えられます。
- 熱中症の発生は毎年5月頃、かなり早い時期から始まります。最多となる7月～8月を迎える前に、早期に予防対策に取り組むことが重要です。
- 熱中症は、午後3時から4時台をピークに、全ての時間帯で発生しています。発生場所も屋外に限らず、屋内の割合もかなり高くなっています。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

令和5年、愛知労働局管内では、60件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

パンフレットでは59件とありますが、正しくは60件です

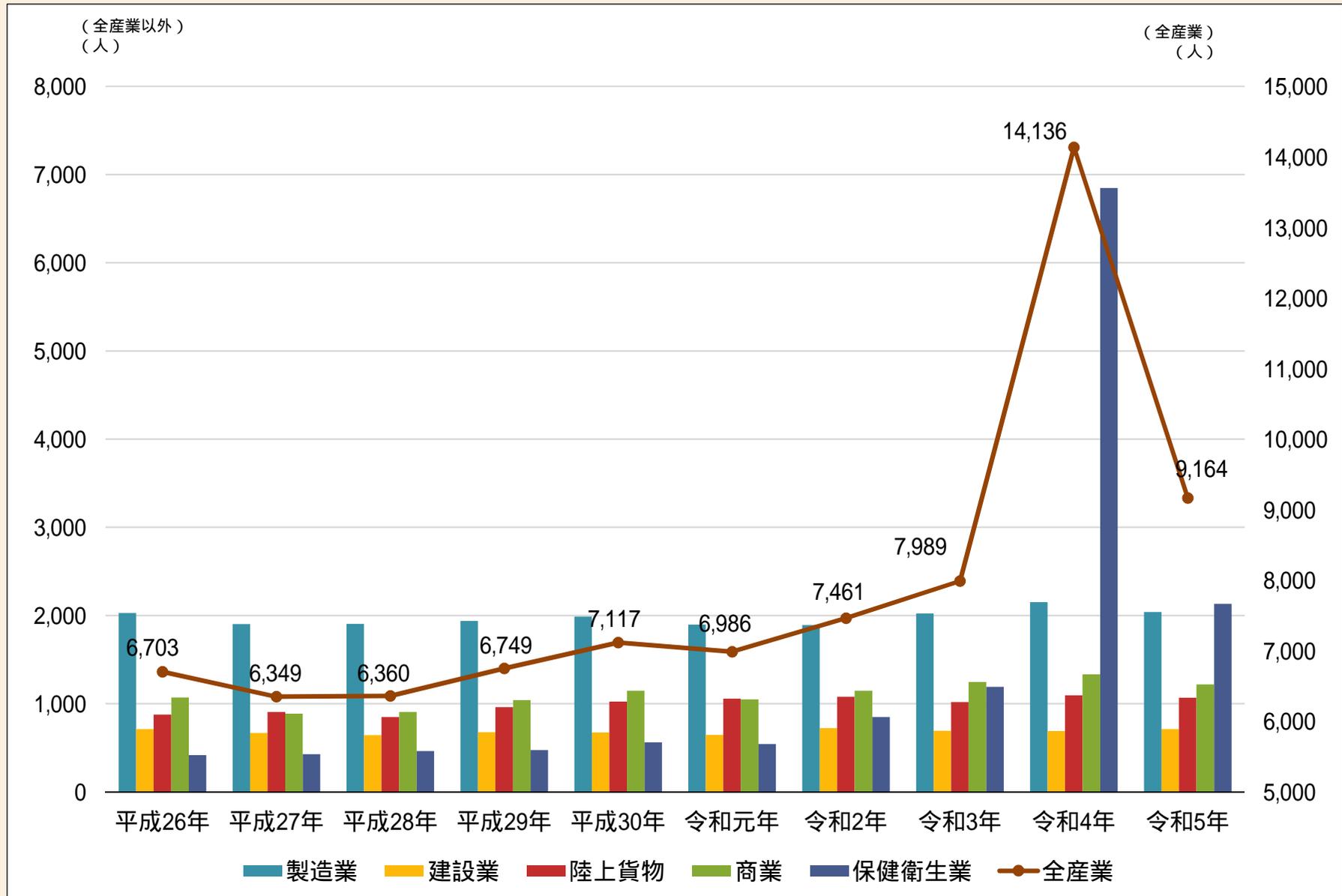


# 2

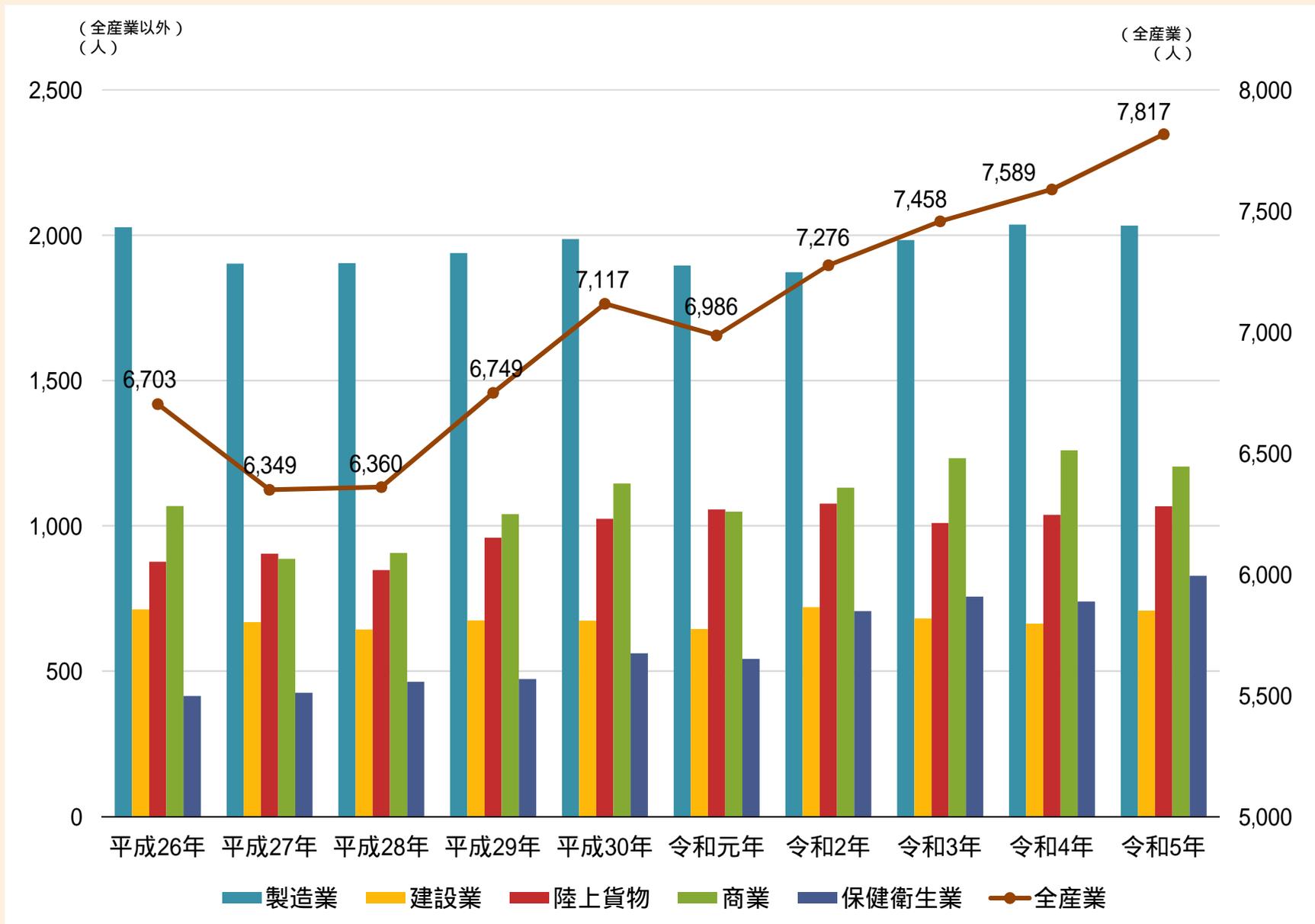
## 労働災害発生状況

---

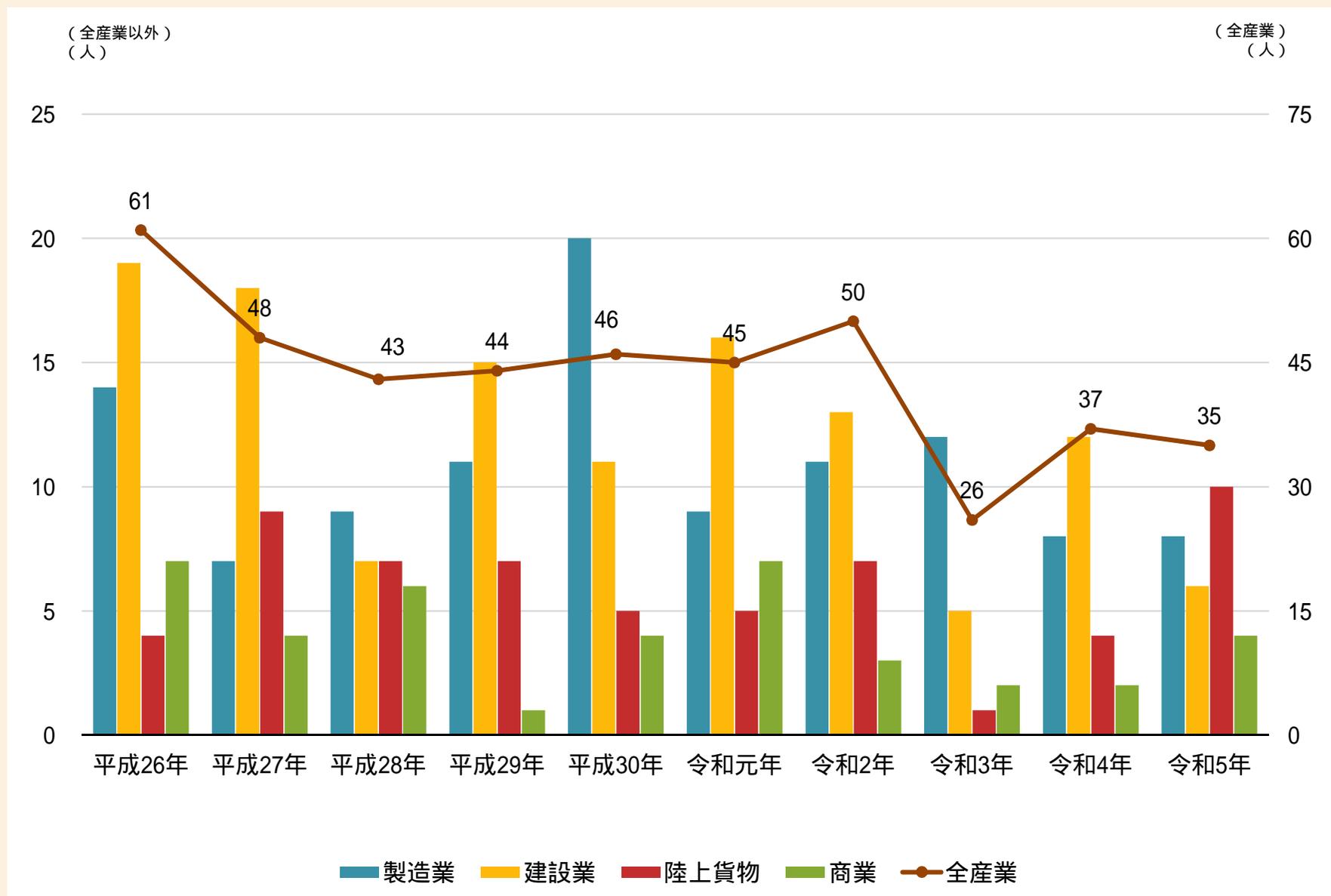
## ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ含む）



# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ除く）

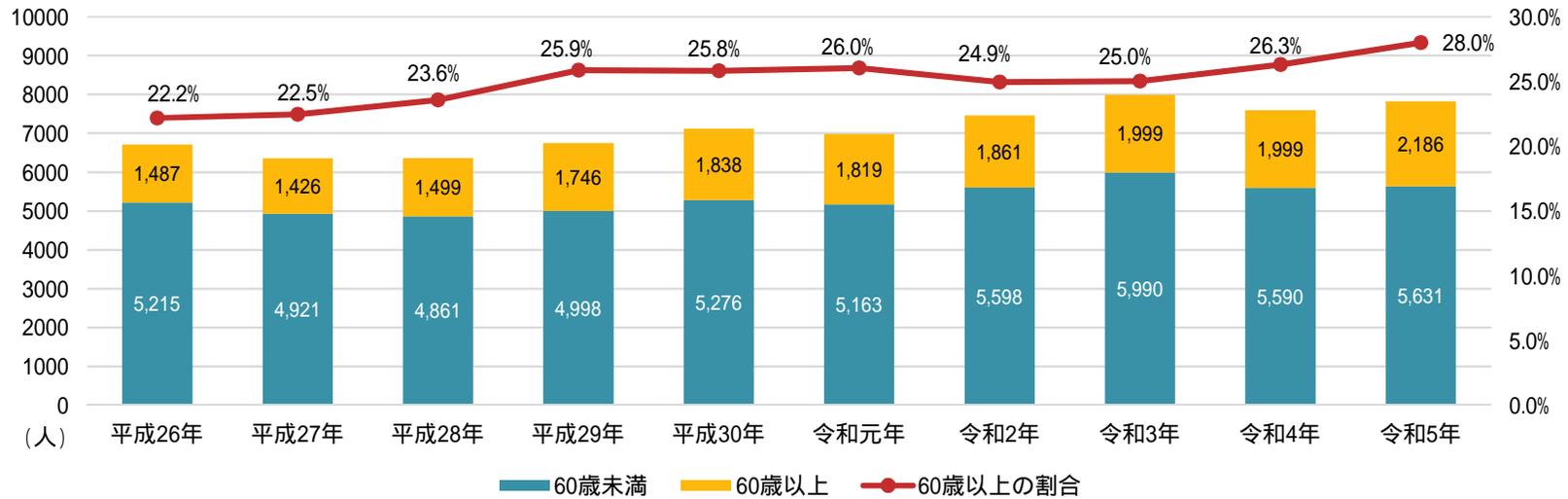


## ■ 愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナ除く）

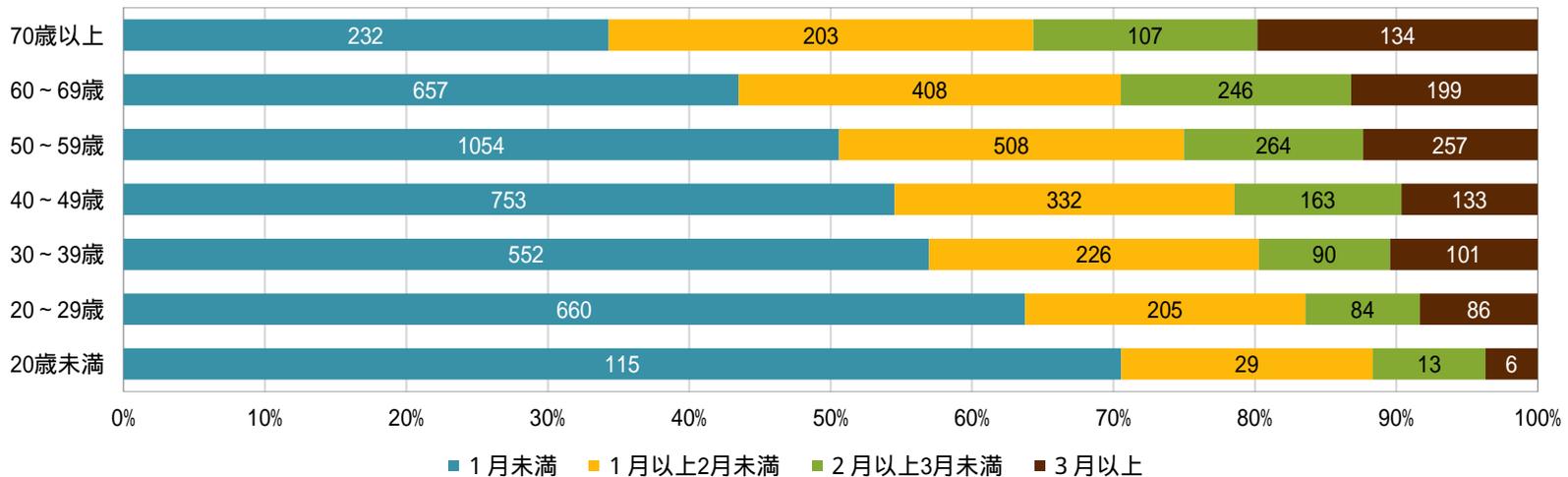


# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況

## 高齢労働者の労働災害発生状況の推移

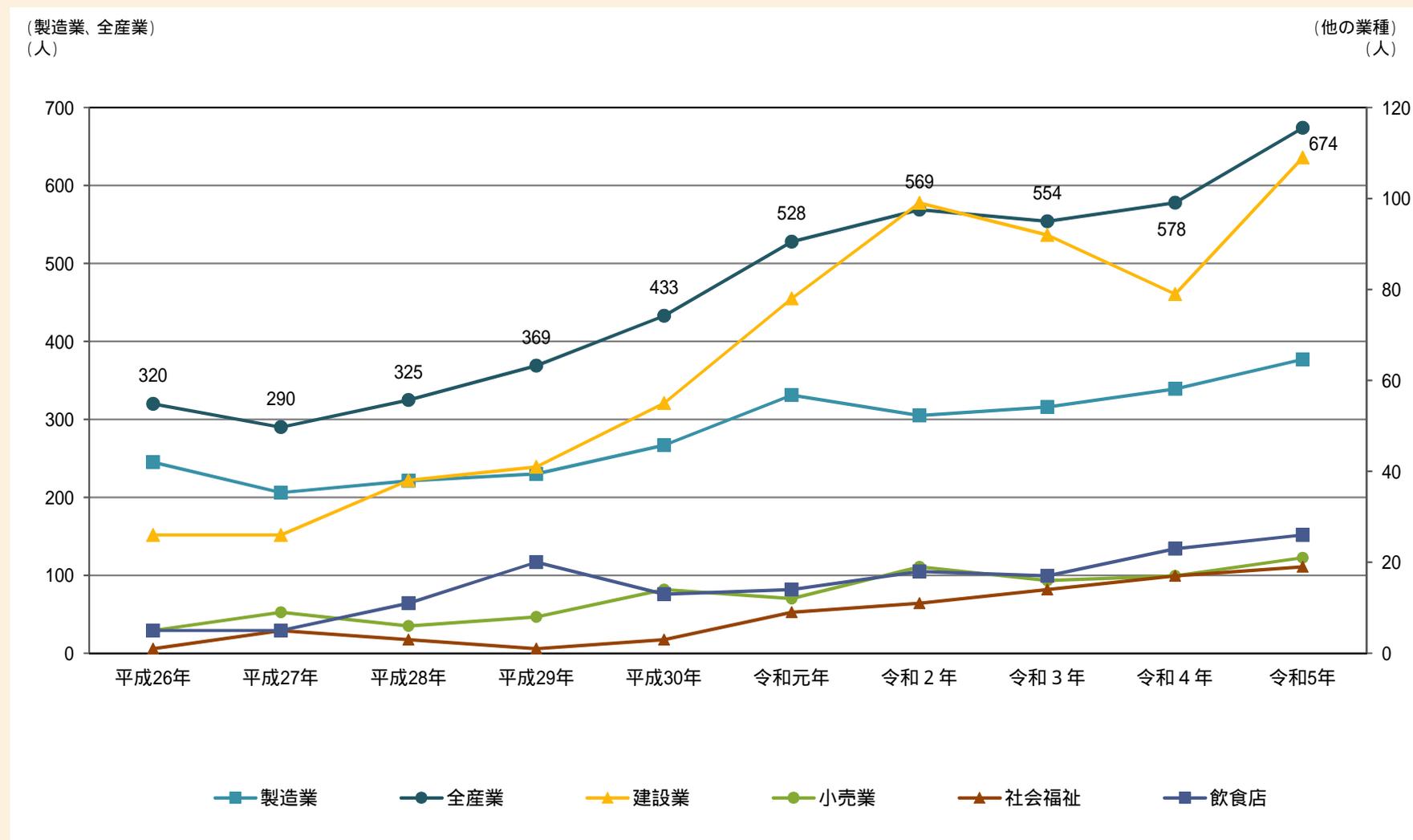


## 年齢別休業見込み期間の割合 (令和5年)



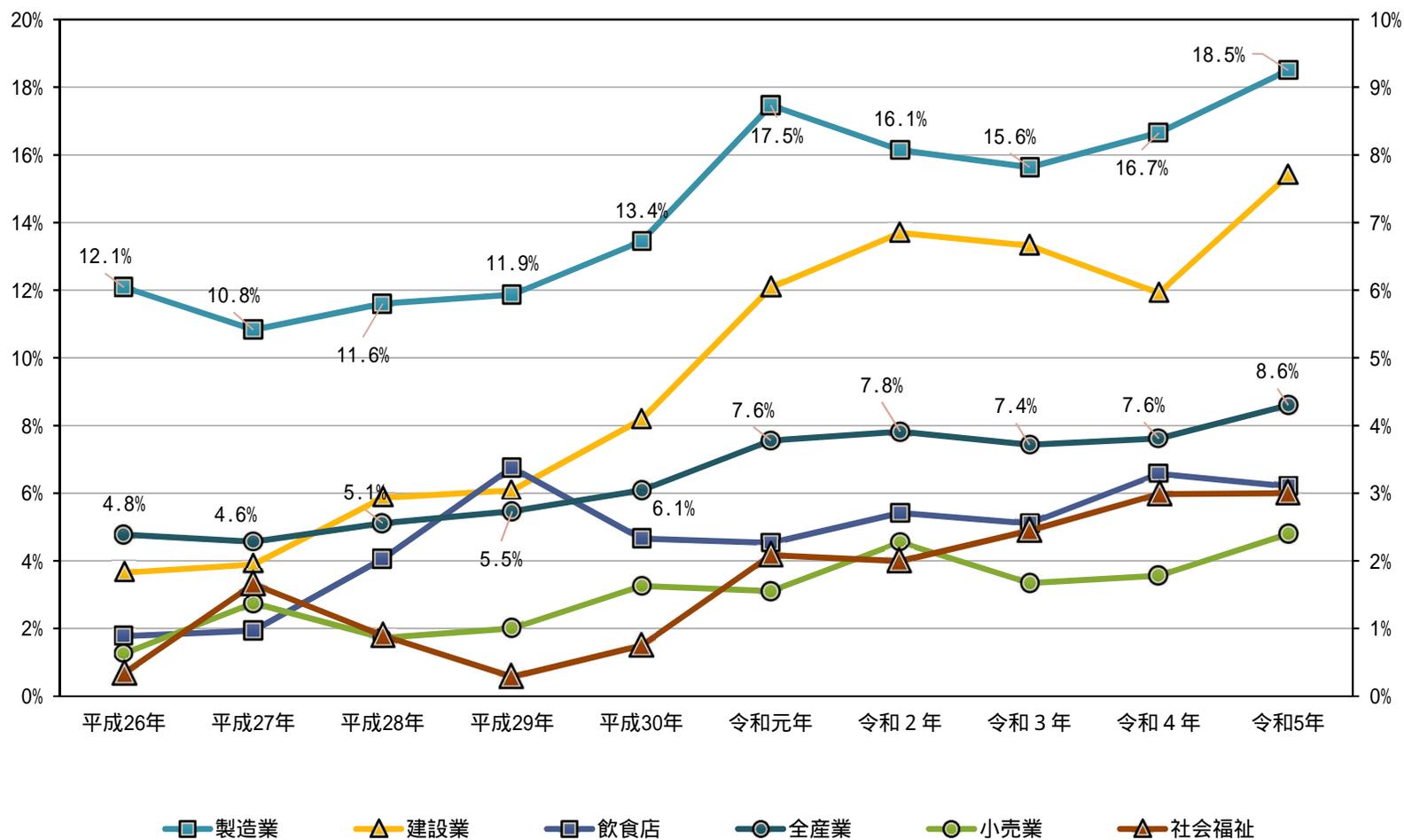
# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

## 外国人労働者における労働災害発生状況等



# ■ 愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

## 労働災害のうち外国人労働者の占める割合の推移



3

## 第14次労働災害防止推進計画

---

# 労働災害防止推進計画

第13次  
労働災害防止  
推進計画  
(2018～2022年度)



- キャッチフレーズ

危はとらまおう

第14次  
労働災害防止  
推進計画  
(2023～2027年度)

自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現する。重点事項

 **安全経営あいち®**  
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

# いままでの管理手法

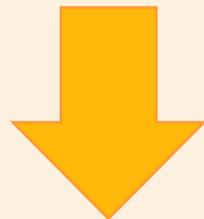
## 事業活動の中心

- 熟練者
- 有能な技能者

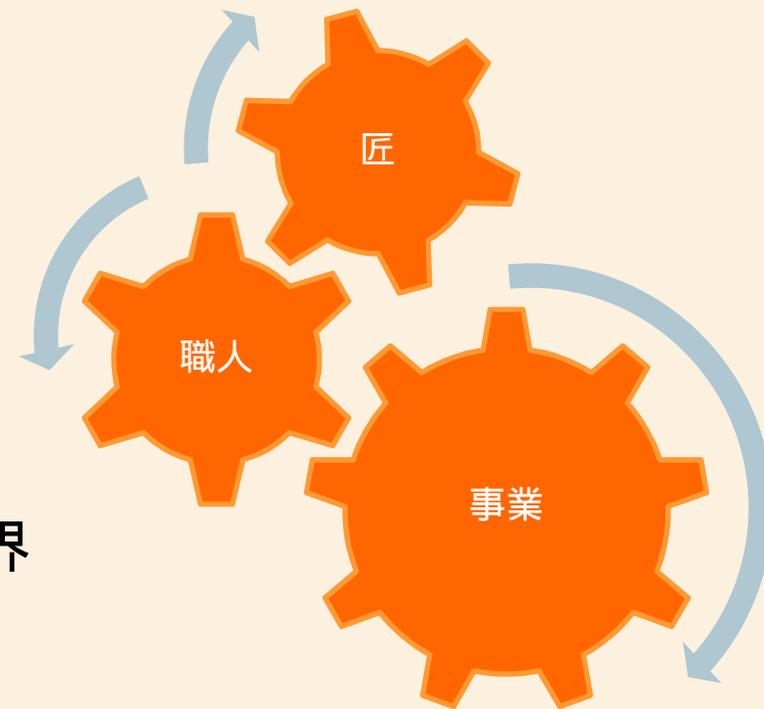


人材不足  
働き方の多様化

- 外国人、派遣労働者など
- 今までの管理手法では限界



**多様な人材を活かす・作業管理の必要性**



# 現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

## 現場主体の「管理活動」



### ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

## 事業者による「管理」



### トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

# リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

# P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [ 安全を欠かすことはできない。  
安全だけを別に取り扱えない。

# 企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、企業価値向上を図るための戦略的手法とすることができる。



4



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

# 安全経営あいち推進の取組

- ・+safe協議会
- ・安全経営あいち推進大会
- ・安全経営あいち賛同事業場制度

# +Safe協議会

第三次産業と「安全経営あいち®」の理念を継続的に！

・小売業

・飲食店

・社会福祉施設



## 第三次産業における労働災害防止 ~+Safeの取り組み~

### +Safe協議会とは？

- 経営と一体化できる安全衛生管理の推進定着を図るため、当局の提唱する「安全経営あいち®」の理念の下、**経営に安全をプラスする「+Safe」**の名称を冠した協議会です。
- サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけ、企業の皆さんの自主的な取組を促すため、企業に寄り添いながら、様々な課題と有効な改善策をともに探ることを目的としています。



### 小売業向け



スーパーマーケット  
ディスカウントストア  
百貨店

### 飲食店向け



ファーストフード  
ファミリーレストラン  
チェーン系飲食店

### 社会福祉施設向け



老人ホーム  
訪問介護事業

# ・小売業

小売業における休業4日以上  
の労働災害件数は「**転倒災害**」  
が最も多い  
(令和5年は891人中300人が  
転倒災害による休業)



作業把握を行った上で整理・整頓  
の標準化を定める等による対策

災害防止の取り組みについて  
企業様からの事例紹介



令和5年度

小売業関係事業者+Safe 協議会

(愛知労働局 説明配布資料)

#### 共通資料No.1

議題1 「4S・5定管理」の取組み状況等

#### 共通資料No.2

議題2 本社からの各店舗への指示状況等

#### 安全課資料

【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト

【安全課資料1】 安全経営あいち®

#### 健康課資料

【健康課資料1】 第74回 全国労働衛生週間

【健康課資料2】 労働者の転倒災害を防止しましょう

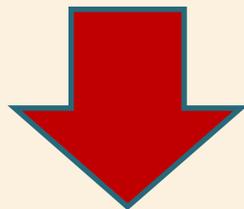
【健康課資料3】 職場の健康診断実施強化月間

【健康課資料4】 愛知県最低賃金



# ・飲食業

小売業における休業4日以上  
の労働災害件数は「**転倒災害**」  
が最も多い  
(令和5年は418人中134人が  
転倒災害による休業)



- ・「4S・5定管理」の取組状況
- ・現場の作業把握

上記2点の情報交換と事例紹介

**安全経営あいち®**  
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

令和5年度  
飲食店関係事業者+Safe協議会  
(愛知労働局 説明配布資料)

---

共通資料No.1  
議題1 「4S・5定管理」の取組み状況等

共通資料No.2  
議題2 現場の作業把握にかかる取組み状況等

安全課資料  
【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト  
【安全課資料2】 安全経営あいち®  
【別冊】 愛知における労働災害の動向と施策

健康課資料  
【健康課資料1】 令和4年 業務上疾病発生状況  
【健康課資料2】 労働者の健康確保と健康保持増進のために

愛知労働局  あいち安全経営本舗®  
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

# ・社会福祉施設

社会福祉施設における休業4日以上  
の労働災害件数は「**転倒災害**」と「**動作の反動、無理な動作**」の2つが  
60%以上を占めている。  
(令和5年は634人中399人)



腰痛災害を防止するため

- ・介助業務の機械化
- ・現場の作業把握

**安全経営あいち®**  
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。  
令和5年度  
社会福祉施設関係事業者+Safe 協議会  
(愛知労働局 説明配布資料)

共通資料No.1  
議題1 介助業務の機械化等の取組み状況

共通資料No.2  
議題2 業務把握の取組み状況

安全課資料  
【安全課資料1】 第14次労働災害防止推進計画ダイジェスト  
【安全課資料2】 愛知における労働災害の動向と施策  
【安全課資料3】 安全経営あいち®

健康課資料  
【健康課資料1】 令和4年 業務上疾病発生状況  
【健康課資料2】 労働者の健康確保と健康保持増進のために

愛知労働局 あいち安全経営本舗®  
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

# 安全経営あいち推進大会

- ・安全経営あいちの説明
- ・企業様の好事例を演劇で実演
- ・パネルディスカッションでの説明



# 安全経営あいち賛同事業場制度



「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

**監督署あて  
申請書を提出してください。**

## 申請の主な要件

- ・愛知県内の事業場であること
- ・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



- 「登録証」をお渡しします。
- 「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。
- 愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- 申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ



# イベントのご案内

愛知健康安全交流会

異業種交流パネル事例



日 時	2024年7月4日（木）12：00～16：00予定
会 場	岡谷鋼機名古屋公会堂 1階 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号
参 加 費	無料
内 容	「運ぶ」をテーマに、様々な改善事例を紹介します。
主催・共催	主催：愛知労働基準協会 共催：  あいち安全経営本舗® <small>リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。</small>

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/igyosyu\\_forum2024\\_00005.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/igyosyu_forum2024_00005.html)



日 時	2025年1月27日（月）13：30～16：00
会 場	日本特殊陶業市民会館フォレストホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号
参 加 費	無料
内 容 ( 予 定 )	・企業価値向上への取組紹介 ・トークセッション ・会場参加型企画 など
主 催	愛知労働局

愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/anzenkeiei\\_forum2024\\_00003.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/anzenkeiei_forum2024_00003.html)



# リスクアセスメント出前講座



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

**集団受講：** 90分程度の講座です。会場、マイク、プロジェクター、スクリーン等をご準備いただき、講師が出向いて説明を行います。

**WEB版：** お申込みいただいた事業場に、専用サイトのURL通知します。YouTubeで説明動画をご覧いただけます。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ



# 垣根のない安全衛生行政へ



# 5

## 規則等の改正について

---

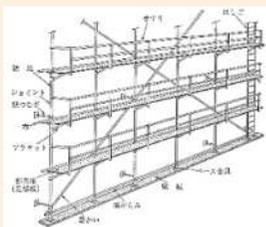
# 足場に係る規則改正等

---

# 改正労働安全衛生規則について

## 1 一側足場の使用範囲を明確化

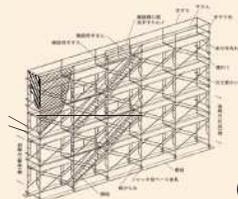
本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)



( ) 令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

## 2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

## 3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名を追加するもの。

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

## 一側足場の使用範囲の明確化について

### 1 「幅が1メートル以上の箇所」について

#### 基本的な考え方

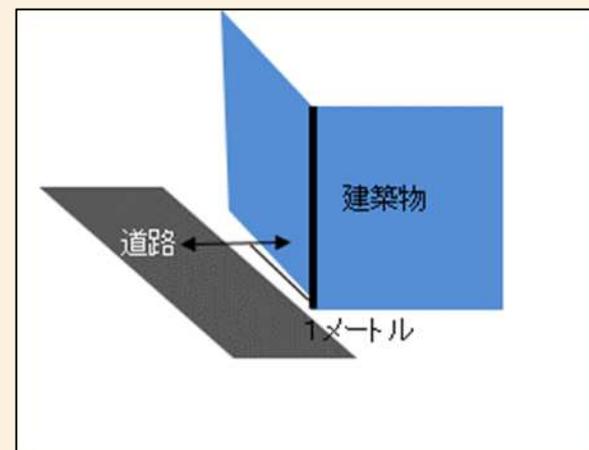
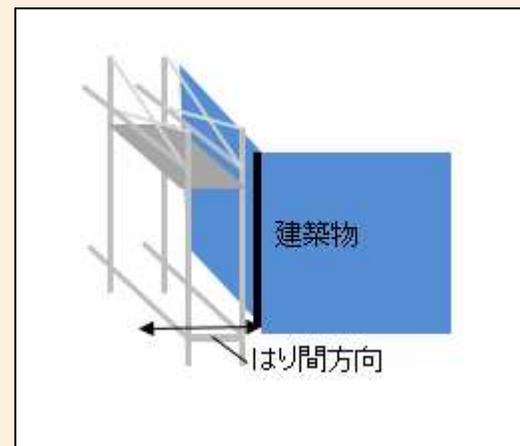
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル。

#### 例外について

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は、「幅が1メートルの箇所」に含まれない。

#### 事業者が行うべきこと

足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートルの箇所」を確保すべきもの。



注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

# 一側足場の使用範囲の明確化について

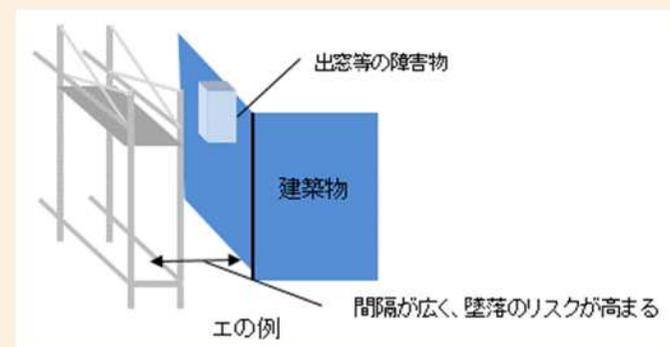
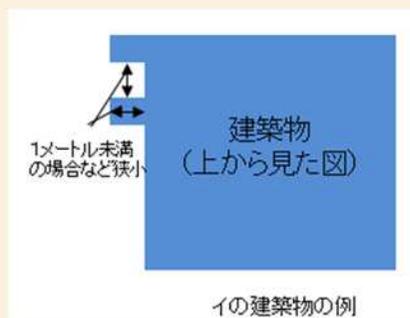
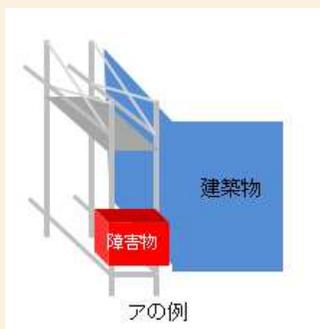
## 2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1メートル以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合のこと。

### 具体例

注：図はイメージ。分かりやすくするため足場等は簡略化して図示しています。

- ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。
- ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき。
- エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



## 3 その他

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。

建築物と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいこと。

# 足場の点検時の点検者の指名の義務付け及び 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

## 足場の点検時の点検者の指名の義務付けについて

点検者の指名の方法は、書面で伝達する方法のほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれること。なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行うこと。

安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検の点検者）については、**足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講した者等、一定の能力を有する者（ ）**が望ましいこと。

足場の点検に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」（**推進要綱別添**）を活用することが望ましいこと。

（ ）組立て等後点検の点検者として指名することが望ましい者（**推進要綱別添参照**）

- ・ **足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者**
- ・ **労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者**
- ・ **全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者**
- ・ **建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者**

足場の種類別点検チェックリスト

## 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名の追加について

組立て等後点検後に記録及び保存すべき事項に、点検者の氏名を追加したこと。なお、記録すべき点検者の氏名は、**安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者のもの**とすること。

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「**足場等の種類別点検チェックリスト**」を活用することが望ましいこと。

# 貨物自動車における 荷役作業時にかかる規則改正等

---

# 労働安全衛生規則改正内容について

## 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。



昇降設備の例

## 2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

## 3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

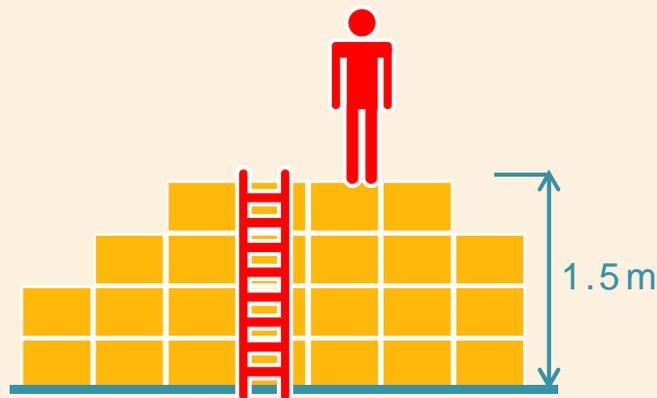
施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）

# 1. 昇降設備の設置（安衛則第151条の67関係）（令和5年10月1日施行）

- 2 t以上の貨物自動車の荷台荷の上面への昇降



- 1.5 mを超えるはいの上への昇降



- その他1.5 mを超える昇降全般

昇降設備を  
設置・使用

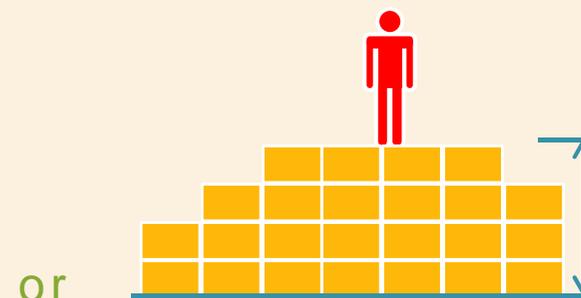


## 2. 保護帽の着用（安衛則第151条の74関係）（令和5年10月1日施行）



- 5 t 以上
  - 5 t 未満 **2 t 以上** であおり無しで開閉できる
  - 上記以外の貨物自動車で **テールゲートリフター** を使用して荷を降ろす作業
- 貨物自動車の荷の積み卸しの作業

R5.10.1.  
改正



- 2 m 以上のはいの上における作業

### ガイドライン 第2の2 荷役作業における労働災害防止措置 (1)ウ、(2)ア

荷役作業の  
作業環境、作業内容に配慮



保護帽



墜落・転落の危険のある作業



墜落時保護用

**保護帽を着用**

### 3 . 特別教育（安衛則第36条第5号の4関係）（令和6年2月1日施行）

特別教育の受講者が操作を行うこと

	科目（テールゲートリフター＝TGL）		時間数
下記以外の者	学科教育	TGLに関する知識	1.5H
		TGLによる作業に関する知識	2H
		関係法令	0.5H
	実技教育	TGLの操作の方法	2H以上
R6.2.1.時点で6か月以上従事歴のある者	学科教育	TGLに関する知識	45M
	実技教育	TGLの操作の方法	1H

## 4 . 運転位置から離れる場合の措置（安衛則第151条の11関係）（令和5年10月1日施行）

【改正後の労働安全衛生規則(抜粋)】 赤字が改正部分

(運転位置から離れる場合の措置)

第151条の11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。

一 フォーク、ショベル等の荷役装置(テールゲートリフターを除く。)を最低降下位置に置くこと。

二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 (略)

3 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。

4 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。

## 5 . その他（荷役ガイドラインの改正）

### テールゲートリフター

- テールゲートリフターの操作は特別教育を受講した者に行わせること
- 作業開始前及び定期的に点検すること
- いわゆるU字型ロールボックスパレットの積載については、逸走防止措置を確実に講ずること。
- 床下格納式テールゲートリフターは、側部ストッパーに隙間が生じるため、当該隙間から車輪が脱輪しないよう、注意しつつ積載すること。



【U字型ロールボックスパレット】  
折りたんで収納する際、ショッピングカートのごとく収納できるように、前部のキャスターの間隔が後部のキャスターの間隔よりも短くなっている

### ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット等を移動させないときは必ずキャストーストッパーを使用すること。キャストーストッパーが備わっていない場合は、歯止め等適切な逸走防止措置を講ずること。
- 不具合があった場合は、所有者又は荷主に報告し、対応を協議すること。
- 最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。



【床下格納式テールゲートリフター】

### **荷主等が講ずべき措置**

- 荷主等がロールボックスパレット等に荷を積載する場合は、最大積載重量を遵守するとともに、偏加重が生じないようにすること。
- 自身が所有するロールボックスパレットについて、最大積載荷重を表示するとともに、定期的に不具合の有無を点検し、不具合があった場合は、補修するまでの間使用してはならないこと。

# 新たな化学物質管理等について

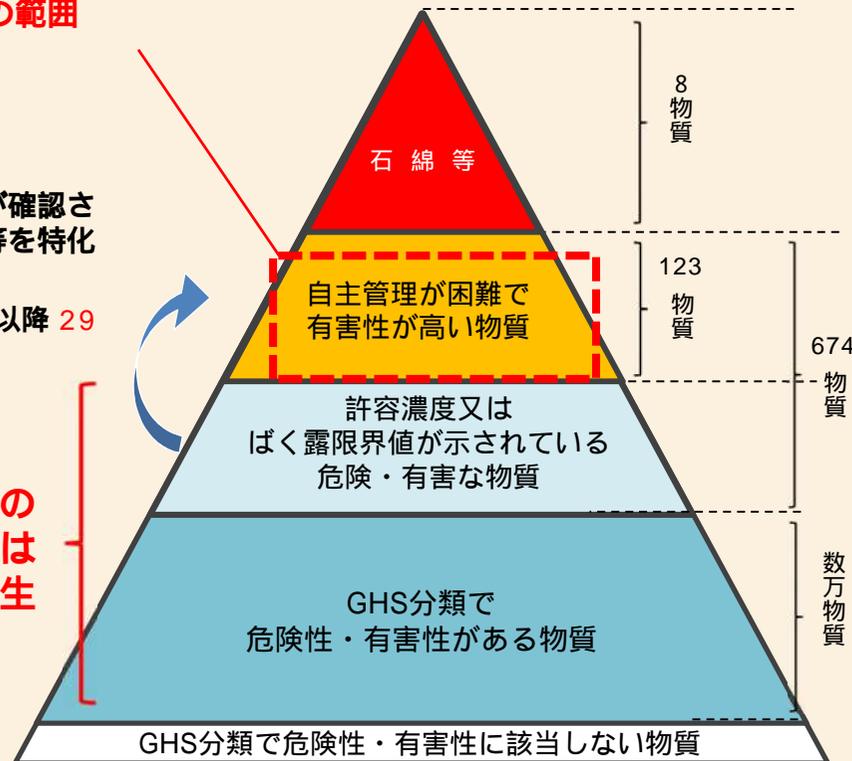


# 従来の化学物質規制の仕組み (個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務がかかっているのはこの範囲

発がん性が確認された物質等を特化則に追加  
2007年以降 29  
物質追加

労働災害の  
8割は  
ここで発生



製造・使用等の禁止

特化則・有機則等による  
個別具体的な措置義務

ラベル表示  
SDS交付  
義務

リスクアセスメント  
義務

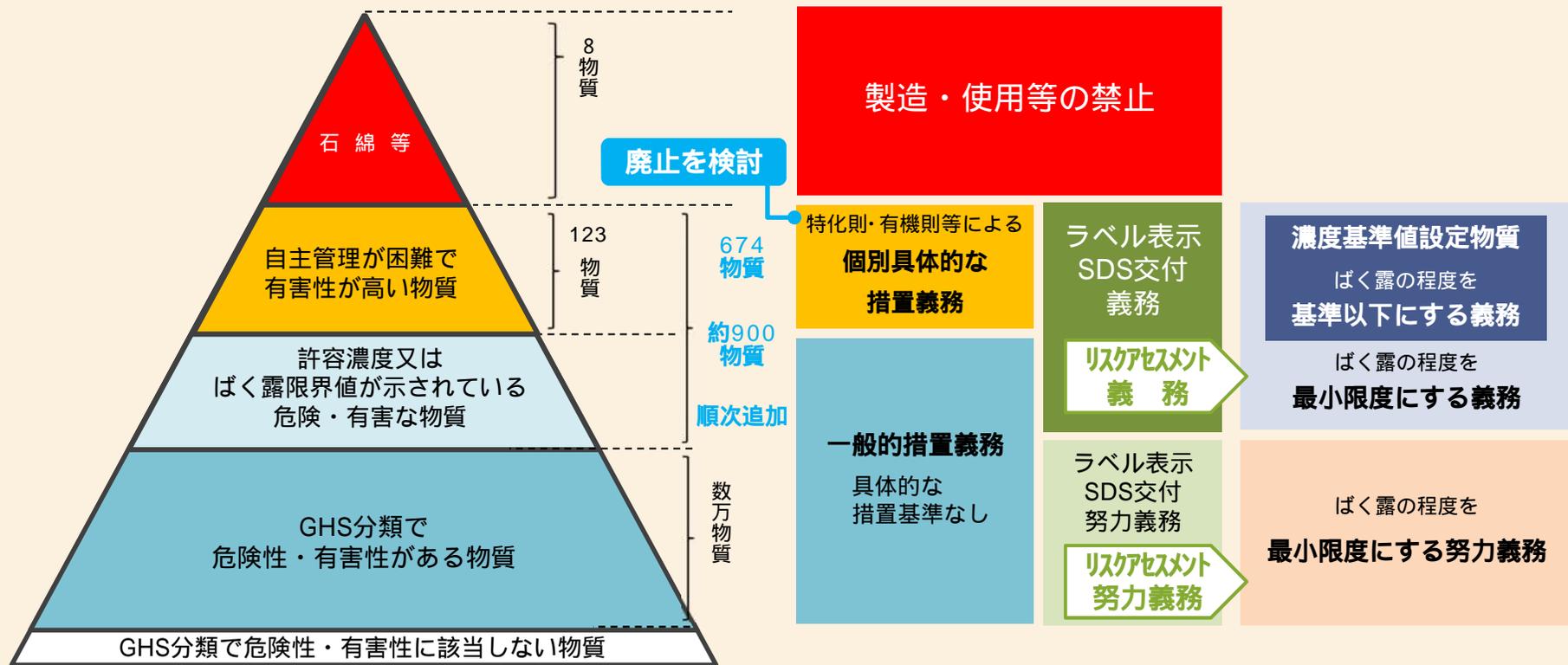
一般的措置義務  
具体的な措置基準なし

ラベル表示  
SDS交付  
努力義務

リスクアセスメント  
努力義務

- 有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のない物質が原因
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して規制対象外の物質に変更 対策不十分により労働災害発生。(規制とのいたちごっこ)

# 新たな化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とした仕組み）



- RA対象物を製造・取扱いする事業場は、**化学物質管理者**を選任しRAの実施管理等を行わせる。
- 代替物の使用、密閉設備・局所排気装置等の設置稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用など、**必要な措置を講じてばく露低減を行う（手段を限定しない）**。
- RA結果に基づき、医師等が必要と認める項目について**リスクアセスメント対象物健康診断**を実施し、結果に基づき事後措置等を講ずる。
- ばく露の低減措置、リスクアセスメント対象物健康診断の事後措置等について**関係労働者の意見を聴く機会を設け、**掲示・書面交付等で労働者に周知し、記録を3年間保存する。また、同措置について、**衛生委員会**で付議する。
- **RAの記録を次のRA実施まで（ただし最低3年間）保存する。**
- RAに基づく措置として保護具を使用させるとき等は、**保護具着用管理責任者**を選任し、職務を行わせる。
- **がん原性物質**の製造・取扱いについて、**作業の記録**を作成し、30年間保存する。

# 化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任

## 化学物質管理者の要件（安衛則第12条の5）

R A対象物  
製造事業場

化学物質管理者講習修了者  
または同等以上の能力を有する者から選任する

令和6年4月1日以前に講習を受講した者  
労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）  
化学物質管理専門家の要件該当者

化学物質管理者講習  
（製造事業場向け、学科2日間）  
などの名称で開催されています。

R A対象物  
製造事業場  
以外

化学物質管理者講習に準ずる講習修了者  
から選任することが望ましい。

化学物質管理者講習  
（取扱事業場向け、学科1日間）  
などの名称で開催されています。

## 保護具着用管理責任者の要件（安衛則第12条の6他、各特別則）

保護具の管理に関する教育受講者  
など知識及び経験を有する者から選任する。

保護具着用管理責任者教育  
などの名称で開催されています。

次に掲げる者であっても教育を受講することが望ましい。

次に掲げる者を選任できない場合は、教育を受講した者を選任する。

化学物質管理専門家の要件に該当する者  
作業環境管理専門家の要件に該当する者  
労働衛生コンサルタント試験に合格した者  
第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者  
作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者  
安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者（昭和63年労働省告示第80号）

# その他の改正点

## 雇入れ時等教育の拡充（安衛則第35条）

雇入れ時等の教育について一部業種に認めていた教育項目の**省略規定を廃止**し、全業種で省略なく教育を行うこととされました。

R6.4.1 施行

## 職長等の教育を行うべき業種の拡大（安衛法施行令19条、安衛法第60条関係）

職長等への教育が必要な業種を拡大。

**食料品製造業の全て、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業**を対象に追加。

R5.4.1 施行

## がん等の遅発性疾病の把握強化（安衛則第97条の2）

**1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患**したときは、業務起因性について**医師に意見**を聴く

業務起因が疑われるときは**所轄労働局長に報告**する

R5.4.1 施行

## 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（安衛則第594条の2、3）

皮膚や眼に障害を与える恐れがある物質等の製造・取扱いの際、労働者に保護具を使用させる義務等を規定。

おそれが**不明**：【**努力義務**】保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用

R5.4.1 施行

おそれが**明らか**：【**義務**】不浸透性の保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡等を使用  
おそれが**ないことが明らか**：使用義務なし

R6.4.1 施行

# その他の改正点 (SDS、情報通知等関係)

## SDS通知方法の柔軟化 (安衛則第24条の15、34条の2の3)

SDSの通知を、文書以外の方法でも行える (相手方の承諾不要)

磁気・光ディスク等の**記録媒体**の交付、**FAX・電子メール送信、ホームページのアドレス、二次元コード等**を伝達し、閲覧を求める

R5.4.1施行

## 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新 (安衛則第24条の15、34条の2の5)

SDSの通知事項のうち、「人体に及ぼす作用」について、**5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認**し、必要な場合には変更、通知等を行う。

R5.4.1施行

## SDS 通知事項の追加・含有量表示の適正化 (安衛則第24条の15、34条の2の4、34条の2の6)

SDSの通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」を追加

SDSの通知事項「**成分の含有量**」について、**重量パーセント**の記載が必要に  
営業上の秘密に該当する場合の例外規定あり

R6.4.1施行

## 事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 (安衛則第33条の2)

ラベル表示対象物を事業場内で別容器等で保管する際、**内容物の名称と人体に及ぼす作用を明示**する

R5.4.1施行

## 注文者が措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (安衛法施行令第9条の3)

**SDS交付対象物の製造・取扱設備及びその付属設備**の改造、修理、清掃等の仕事の注文者は、請負人に化学物質の危険性・有害性等を文書を交付する

R5.4.1施行

# その他の改正点（規制緩和・適用除外・措置強化等）

## 特殊健康診断の実施頻度の緩和（特化則第39条、有機則第29条、鉛則第53条、四鉛則第22条）

作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合は、特化則、有機則、鉛則、四鉛則の特殊健康診断の実施頻度を**6月以内ごとに1回から、1年以内ごとに1回に緩和**できる。（事業者が労働者ごとに判断する。監督署への届出等不要）

直近3回の作業環境測定結果が第1管理区分、直近3回の特殊健康診断結果に異常所見がない、作業方法の変更がないなどのことが要件。

R5.4.1 施行

## 化学物質労災発生事業場等への監督署長指示（安衛則第34条の2の10）

化学物質による労働災害の発生またはおそれがある事業場で、管理が適切に行われていない疑いがあるときは、**労働基準監督署長が改善すべき旨を指示**できる。

指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家（外部の者が望ましい）から助言等を受け、1月以内に改善計画を作成**し、措置の実施、労働基準監督署長への報告、改善措置の記録作成及び3年間保存をする。

R6.4.1 施行

## 管理水準良好事業場の特別則適用除外（特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2）

化学物質管理の水準が一定以上であると**所轄労働局長が認定した事業場**について、特化則、有機則、鉛則、粉じん則の**個別規制の適用を除外し、リスクアセスメントに基づく自主管理によることができる。**

（専属の化学物質管理専門家によるリスクアセスメントの実施管理等の状況、過去3年間の、化学物質等による労働災害・作業環境測定結果・特殊健康診断結果・化学物質管理専門家の評価・法令違反の状況などを評価して認定される。）

R5.4.1 施行

## 第三管理区分事業場の措置強化（特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2）

特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場合は、改善措置を講じて、第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければなりません。

これができない場合等には、**外部の作業環境管理専門家**の意見に基づいて改善を行い、なお改善困難な場合には、**呼吸用保護具によるばく露防止対策徹底**を行うこととされました。

R6.4.1 施行